平成２６年（フ）第３０５号
北海道恵庭市柏陽町４丁目８番８
債務者　吉本　永作
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２４号
札幌市豊平区豊平３条12丁目１番25号　センチュリーハイツ豊平303号
債務者　菱沼　　章
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２５号
札幌市豊平区豊平３条12丁目１番25号　センチュリーハイツ豊平303号
債務者　菱沼　尚子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４１号
札幌市白石区本郷通８丁目南４番12号　シャテロ南郷２Ｆ７号
債務者　河合　未帆
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６５号
札幌市手稲区前田２条７丁目３番13号
債務者　佐藤　　晃
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６７号
北海道江別市あけぼの町２番地　Ｊ６―34
債務者　澁谷　秀光
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７１号
札幌市東区北22条東１丁目２番１号　マルフジビル207号
債務者　川村　直子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４１２号
札幌市東区東苗穂７条２丁目４番８―304号
債務者　吉田　　誠
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４６０号
札幌市東区北31条東８丁目２番19号　第12ベルハイム203号
債務者　米山　雅子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４７５号
札幌市東区本町２条７丁目６番８号
債務者　阿部　孝志
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４８６号
札幌市中央区南８条西１丁目13番地11　ハイツプラザ81―202号
債務者　高瀬　桃子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４８８号
北海道千歳市みどり台南２丁目７番12号
債務者　米坂　千佳（旧姓浜野）
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４９２号
札幌市豊平区中の島１条３丁目１番15―101号
債務者　中村　裕美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４９４号
札幌市東区北21条東12丁目２番８―101号
債務者　角田　京子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５２５号
札幌市清田区里塚３条１丁目15番15―205号
債務者　大野　真美
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６４号
札幌市手稲区曙12条１丁目２番10―211号
債務者　笹森　滋子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５８２号
北海道江別市野幌屯田町１番地の５
債務者　梶浦恵利子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５９８号
札幌市東区北31条東５丁目１番17号　メゾンドノー ド201号
債務者　鎌田　　保
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部